

都市計画変更等に関する説明会 議事概要

1 日時

令和8年3月14日（土） 午前10時から午前10時30分まで

2 会場

水野地域交流センター 大集会室

3 参加人数

69人

4 議事概要

<開会>

<瀬戸市都市計画課長あいさつ>

<都市計画変更等に関する概要説明>

瀬戸市都市計画課より配布資料に基づき説明

<質疑応答>

<◆質疑①>

建築物等の用途の制限についての質問ですが、A地区について、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場など書いてありますが、こういった基準で選定されていますか。葬儀場の建築できますか。

<瀬戸市>

第一種住居地域では、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場などの規制があり、第二種住居地域でも同様の規制をするものです。第一種低層住居専用地域では、葬儀場の制限がありますが、本地区計画で制限するものではありません。

<◆質疑②-1>

壁面の位置の制限について、50cmというのは何か法律等ありますか。また、垣又はさくの制限について、境界線上にブロック塀などを設置することはできないということですか。

<瀬戸市>

壁面の位置の制限について、建物の外壁面を50cm以上後退していただくという内容です。民法で建物を築造するには、境界線から50cm以上の保たなければならないとありますので、この基準に合わせております。

垣又はさくの制限について、透視性のないものは道路境界から50cm以上離していただくという内容ですが、民地との隣接境界について規制するものではありません。

<◆質疑②-2>

再確認ですが、50cmの部分に建物は建てていけないが、透過性のフェンスやフェンス等の基礎で高さ40cm以下の物であれば敷地境界線でもできるという事でよいですか。

<瀬戸市>

そのとおりです。

<閉会>